聞こえの共生社会推進施策の取組状況

資料１－２

資料１－２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本的な施策 | 令和４年度までの取組 | 令和５年度の計画 |
| **①府民の理解を深める**  **ための取組**  ・府民や事業者に対する  周知・啓発 | ・聞こえのバリアフリーハンドブックを作成し、府内市町村・関係団体等に配布  ・府民だよりで条例を紹介  ・FM京都ラジオKyoto Prefecture Eyesで「聞こえのサポーター養成事業」を紹介  ・手話言語国際デー府庁ライトアップ | ・いきいき条例に関する出講や研修会の機会に併せ、随時聞こえ条例や施策に関して周知  ・手話言語国際デーライトアップの実施 |
| **②聴覚障害児等が手話を身につける機会の提供**  ・聴覚障害のある乳幼児とその保護者に対する支援  ・聾学校における手話での教育環境の整備 | ・難聴幼児サポートセンター事業として、難聴幼児に対する相談事業に加え、「にじっこ・城陽」や「にじっこしゅわしゅわ」等の取組を実施。楽しみながら幼児・保護者への手話の普及、コミュニケーション支援を行った。  ・聞こえにくさのある幼児及び児童生徒への指導・支援の在り方研修を実施  ・職員向け手話研修会の実施  ・病院（小児科等）における事業周知（チラシ配布） | ・難聴幼児サポートセンター事業において幼児とその保護者に対し、手話や多様なコミュニケーションの獲得等の支援を実施  ・職員向け手話研修会の実施 |
| **③手話習得やｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ**  **手段学習の機会の提供**  ・難聴者や中途失聴者への手話習得機会の提供  ・手話以外のｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ手段習得の機会の提供 | ・手話及びその他コミュニケーション手段の相談会等を実施 | ・手話及びその他コミュニケーション手段の相談会等を実施 |
| **④環境の整備**  ・手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員等の養成 | 【養成】  ・手話通訳者（基本・応用・実践）  ・要約筆記者（前期・後期）  ・盲ろう通訳介助  【遠隔手話・要約筆記】  ・遠隔手話通訳サービス、遠隔要約筆記事業の開始 | ・手話通訳者等の養成を継続実施  ・遠隔手話通訳サービス、遠隔要約筆記事業の継続実施 |
| **⑤府政での対応**  ・職員研修の実施  ・府政におけるｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ手段を使用した情報提供・事業実施等 | ・コミュニケーション支援アプリ活用事業  ・知事との行き活きトーク等による手話通訳者の配置  ・知事記者会会見における手話通訳者配置及び手話動画作成  ・府警本部の接遇改善指導の機会における条例の周知・ふちょう聞こえのサポーター養成事業  （府職員に対する手話や聴覚障害者への  理解促進） | ・コミュニケーション支援アプリ活用事業  ・府警本部の接遇改善指導の機会における条例の周知  ・知事記者会会見における手話通訳者配置及び手話動画作成 |